

◎自治法改正案、地制調に諮問も＝総務相

片山善博総務相は24日の閣議後記者会見で、住民投票制度の拡充などを盛り込んだ地方自治法改正案について「地方制度調査会で検討してもらうのも一つの選択肢ではないかと思っている」と述べ、首相の諮問機関である地方制度調査会への諮問に前向きな姿勢を示した。

片山氏は同改正案の今国会での提出を目指しているが、全国知事会など地方側が「議会制民主主義にそぐわない」などと、反発している。また、東日本大震災の発生で地方側との意見調整が進んでいない。（了）

◎第30次地制調を発足へ＝自治法抜本改正など議論—政府

政府は28日、地方自治法の抜本改正などを議論してもらうため、第30次の地方制度調査会（首相の諮問機関）を発足させる方針を固めた。民主党政権は、地制調を事実上休眠状態にし、総務相が議長を務める「地方行財政検討会議」を作って同法改正論議を進めてきたが、全国知事会などから「手続き上問題がある」と反発が相次いだことなどを受け、政権交代前の意思決定システムを復活させて仕切り直しを決めた。

政府は今国会中の発足を目指しているが、国会情勢が流動的なことから、ずれ込む可能性もある。

政権交代後、自治法抜本改正を明言した当時の原口一博前総務相は、答申まで時間のかかる地制調の代わりに自ら地方行財政検討会議を2010年1月に立ち上げて、論議を進めていた。後任の片山善博総務相も同会議を引き継ぎ、今年1月には、自治体判断で住民投票の結果に法的拘束力を持たせる制度などを盛り込んだ法改正の方向性を打ち出していた。

しかし地方側はこの方向性に対して「議会制民主主義にそぐわない」などと反発。地制調を通した議論ではないことから「適正な手続きではない」との指摘も多く、合意形成に支障が出ていた。第30次地制調では、行財政検討会議の議論を踏まえた自治法改正案のほか、大都市制度の在り方なども俎上（そじょう）に上る見通しだ。

地制調は1952年に地方制度調査会設置法に基づき設置され、国会議員や地方六団体代表、学識経験者ら30人以内の委員で構成。自公政権下で発足した前回の第29次地制調は09年6月、「平成の大合併」の終了などを麻生太郎元首相に答申している。（了）

（2011年6月29日／官庁速報・電子版）

関連記事

[◎地方制度調査会復活へ＝自治法抜本改正など議論—政府\(06/28-21:46\)](#)

[◎速報！大臣会見\(片山善博総務相\)\(06/24-12:25\)](#)

[◎自治法改正案、地制調に諮問も＝総務相\(06/24-11:59\)](#)

[【中央官庁だより】 ◇議論のペース、速かった＝総務省\(1\)\(12/13-07:30\)](#)

[【中央官庁だより】 ◇地制調は変わった＝総務省\(2\)\(06/22-07:31\)](#)